脱原発・原発ゼロ アピール

すべての放射能被害を断ち切り、原発ゼロ社会を築きあげよう

2014年5月21日、関西電力大飯原発3号機、4号機の運転差し止めを求めた住民訴訟で福井地裁、樋口英明裁判長は運転差し止めを命じる判決を下した。

判決は、「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体や生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織は、被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められる。これは当然の社会的要請で、人格権がすべての法分野で最高の価値を持つ」と述べ、大飯原発の安全性には冷却機能と閉じ込める構造に欠陥があることを認めた事実認定に基づき、「原子力発電所の稼動は電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由に属し、憲法上、人格権の中核部分よりも劣る。人格権が極めて広範に奪われる危険をはらむ経済活動は、具体的危険性が万一でもあれば、その差し止めが認められるのは当然だ」とし明確に運転差し止め理由を述べている。脱原発・原発ゼロの社会をめざしたたかってきた世論と運動の成果である。

判決文は憲法13条及び25条に照らして原発の稼働・再稼働は許されないとした歴史的な判決であり、福島原発事故の収束のメドも立たない中、原発の再稼働を強固に進めようとしている安倍政権に明確な審判を下したものである。この判決の持つ意義は大飯原発だけでなく、日本のすべての原発にあてはまるものであり、安倍政権は全国の原発再稼働を断念し、廃炉することを強く求める。

広島、長崎に原爆が投下されてから69年。今もなお、原爆による後遺症が被爆者を苦しめている。さらに、福島原発事故では13万人を越える人々が現在も避難生活を強いられている。事故の影響で亡くなる方は後を絶たず、なによりも心配なのは未来に希望を持てなくなる子供たちの存在だ。今年5月に福島県から公表された調査結果では、小児甲状腺がんの発生率が異常に高いことが明らかにされた。

ふるさとの大地を奪い、海を汚した放射能汚染事故の原因究明と責任追及をないがしろにしたまま、大量の汚染水と放射能は現在も放出され続け、収束作業に携わる作業員や除染労働者の身体をむしばんでいる。こうした労働実態と健康不安の中で生活することを余儀なくされている事態は、「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とした憲法25条に照らしても到底、認めることはできない。

郵政産業労働者ユニオンは、すべての被ばく労働の根絶をめざすたたかいに連帯する とともに、未来の子どもたちの命と豊かな大地、海を取り戻すため、原発のない社会を めざし運動を強めていく。

2014年6月28日

郵政産業労働者ユニオン 第3回定期全国大会